

## 1年据置型定期預金規定（単利型・複利型）

### 1.（預金の支払時期等）

- （1）この預金は、満期日以降に利息とともに支払います。
- （2）満期日は、預入日の1年後の応当日から表面記載の最長預入期限までの間の任意の営業日を指定することができます。

### 2.（自動継続）

- （1）この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- （2）この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別途定めをしたときは、その定めによるものとします。
- （3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨の申出があったときは、この預金を満期日以後に支払います。

### 3.（単利型利息）〔利払区分「単利」と記載されているもの〕

- （1）この預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書・通帳面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座に入金します。

B. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- （2）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- （3）当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位切り上げ）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 1か月未満 解約日における普通預金の利率

② 1か月以上1年未満 最高利率（表面記載利率）×10%

- （4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 4.（複利型利息）〔利払区分「複利」と記載されているもの〕

- （1）この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます）

す。) および次の預入期間に応じた証書・通帳面記載の利率 (以下「約定利率」といいます。) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息 (中間払利息を除きます。) は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第3位切り上げ) によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1か月未満 解約日における普通預金の利率

② 1か月以上1年未満 最高利率 (表面記載利率) × 10%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

令和2年6月22日 改定  
横浜幸銀信用組合